

新型コロナウイルスに対する市議会からの要望と、市担当課からの回答

(令和2年6月24日時点)

・ 情報発信	1 P	・ 子育て支援	6 P
・ 地域活性化事業	2 P	・ 福祉	6 P
・ 特別定額給付金	3 P	・ 医療	8 P
・ 災害時	4 P	・ その他	9 P
・ 教育	5 P		

情報発信

要望	新型コロナウイルスに関する正しい情報発信と感染予防の啓発を行うこと。
回答 (健康推進課)	正しい情報発信について 感染者情報については、県発表の内容をお伝えしています。
回答 (健康推進課)	感染予防の啓発について 感染予防の啓発については、2月初めには市公式ホームページを通じて厚生労働省が設置したコールセンターの周知の他、高知県の発表に合わせて県の相談窓口についてホームページにより周知を行いました。ホームページ等を閲覧できない市民の方のことも考え、3月初めには、医療機関を受診する前に必ず「新型コロナウイルス健康相談センター」への相談の促しなどを記したチラシの各戸配布をしたところです。現在はホームページの他、ヤフー防災速報、四万十市広報、ライン、防災行政無線等あらゆる方法により、感染症予防のための周知に努めているところですが、どうしても市からの感染予防の情報が入って来ないという方がいらっしゃった場合は、その理由を精査のうえ周知方法も見直しが必要と考えますので、市への情報提供等、ご協力をお願いします。

要望	市は新型コロナウイルス感染に関する医療的・経済的、また市民の声などの情報収集をしっかりと行い、現状の把握をし、その情報を今後の対策に活かし、その情報の積極的な発信に取り組むこと。
回答 (健康推進課)	感染に関する情報については、保健所主催の説明会への出席の他、厚生労働省のホームページや国の専門家会議の見立てなどに基づき、感染予防策をあらゆる媒体により情報提供に努めてきました。 どうしても市からの感染予防の情報が入って来ないという方がいらっしゃった場合は、その理由を精査のうえ周知方法も見直しが必要と考えますので、市への情報提供等、ご協力をお願いします。 市民からは問い合わせについては、感染者の所在等についての問い合わせなど市からは回答できない案件もありますが、体調不良の相談がある場合は、「新型コロナウイルス健康相談センター」への相談の促しや、感染予防の具体例などの問い合わせ等に対応をしています。

要望	国や県の支援制度や特例措置等について広報(増補版や特別号)等を通じて市民に分かりやすく周知するとともに、給付金を含む市独自の支援策を講じること。
回答 (企画広報課)	制度等の分かりやすい周知について(回答課-企画広報課) 市民の方や事業者の皆さんに対し、新型コロナウイルスに関する各種支援制度概要版を、臨時広報として各戸配布を行います。まずは、現段階で整理可能な支援制度内容をまとめた広報臨時号として、5月27日に発送する広報6月号と一緒に各戸配布を行うことにしています。 以後、新たな支援制度として周知が必要となった段階で、臨時号の追記版として周知することを検討しています。

回答 (観光 商工課)	<p>市独自の支援策について</p> <p>1. 休業要請に係る協力金の支給 4月24日～5月6日の休業要請に係る協力金を対象業種の事業者に給付を行います。</p> <p>※対象業種【飲食業、宿泊業、観光遊覧船事業者、カヌー等体験事業者】 県制度と歩調を合わせ、県の対象業種には、市の休業要請(例えば居酒屋等の全休措置)上乗せ給付(上乗せ分10万円)、また県の対象となっていない業種には市単独制度として、業種、規模にあわせて10万円～20万円の給付を予定しています。</p> <p>2. 四万十市中小企業振興資金(新型コロナウイルス感染症対策特別資金) 従来の四万十市中小企業振興資金に別枠で新型コロナウイルス感染症対策特別資金を創設します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要(主なもの) 融資総額3億円(1事業者上限1,000万円) 12年(うち据置期間4年) 4年間の全額利子補給と保証料の全額補給 対象者は中小企業者で、市税を滞納していないもの、セーフティーネット4号又は5号の認定を受けたもの。
-------------------	---

要望	<p>非難・風評被害への注意喚起 感染者・その家族・濃厚接触者・感染リスクの高い職業の人達への非難・風評被害がないよう注意喚起を実施していくこと。</p>
回答 (健康 推進課)	<p>市公式ホームページの市長メッセージ、防災行政無線、四万十市のライン、市広報により誹謗中傷を行わず、冷静な行動をとるよう市民にお願いをしています。</p>

地域活性化事業

要望	<p>新型コロナ後の経済対策 経験したことの無い経済の落ち込みからの脱却を図るための、プレミアム付き商品券等市内経済の活性化策推進を図ること。</p>
回答 (観光 商工課)	<p>商店街等の団体がにぎわい創出のために行う事業に対し、事業に要する経費への補助金を検討しています。</p> <p>この補助金を活用して、各商店街や団体等が知恵を出し合い、今本当に必要としている取り組みや事業を実施していただきたいと考えております。</p> <p>〔(案)四万十市新型コロナウイルス感染症対策商店街等活性化事業費補助金〕</p> <p>(1)活性化イベント事業(補助率9/10、上限100万円) 事業例 ・賑わいを創出するために、商店街等で行うイベント事業など</p> <p>(2)活性化対策事業(補助率9/10、上限50万円) 事業例 ・商店街振興組合が作成する商品券等の発行に係る費用 ・商店街等でテイクアウト事業に取り組むための費用 ・商店街等が行う感染防止の取り組みを通じた集客事業など</p> <p>(予算見込額)12,500千円</p> <p>(1)活性化イベント事業 1,000千円×6団体=6,000千円 500千円×8団体=4,000千円</p> <p>(2)活性化対策事業 500千円×5団体=2,500千円</p>

要望	<p>令和2年4月24日から5月6日までの期間で新型コロナウイルス感染防止に係る休業要請を行った職種以外にも、多種多様な職種の皆さんが影響を受けており、深刻な経営状況に陥っている事業者の方々もいます。休業要請を行った職種以外の事業者の支援に取り組むこと。</p> <p>具体例</p> <p>①協力支援金 ②家賃補助制度</p> <p>2)飲食店等のテイクアウトの販売力向上、また開始することに対して、その取り組みを支援すること</p>
回答 (観光商工課)	<p>感染症の感染拡大防止の観点から、自主的に3密を作らない取り組み等を行い、営業を継続し、雇用を維持する事業者への応援金の支給を検討しています</p> <p>「(案)新型コロナウイルス感染症対策事業持続化応援金」</p> <p>【対象】3~5月の3カ月間の事業収入が前年同月比30%以上減少している第3次産業の中小企業及び個人事業者</p> <p>法人:最大20万円 個人:最大10万円</p>
回答 (観光商工課)	<p>2)商店街等の団体がにぎわい創出のために行う事業に対し、事業に要する経費への補助金を検討しています。</p> <p>「(案)四万十市新型コロナウイルス感染症対策商店街等活性化事業費補助金」</p> <p>(1)活性化イベント事業 補助率9/10、上限100万円</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを創出するために、商店街等で行うイベント事業など <p>(2)活性化対策事業 補助率9/10、上限50万円</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合が作成する商品券等の発行に係る費用 ・商店街等でテイクアウト事業に取り組むための費用 ・商店街等が行う感染防止の取り組みを通じた集客事業など <p>(予算見込額)12,500千円</p> <p>(1)活性化イベント事業 1,000千円×6団体=6,000千円 500千円×8団体=4,000千円</p> <p>(2)活性化対策事業 500千円×5団体=2,500千円</p>

特別定額給付金

要望	<p>特別定額給付金の1日でも早い給付へ金銭的に不安な毎日を過ごされている多くの市民がいます。特別定額給付金を1日でも早く市民の手元に届くように、迅速に取り組むこと。</p>
回答 (総務課)	<p>令和2年5月1日付けで総務課内に特別定額給付金係を設置(職員を3名配置)し、特別定額給付金の早期給付に向け、事務を進めております。</p> <p>5月20日には申請書の受付を開始し、5月28日に第1回目の支払いを予定しております。まだ確定値ではございませんが、5月28日には、8,262世帯分、1,739,000千円の支払いを予定しており、進捗率は支給金額ベースで52.1%となる見込みです。なお、給付決定を行った申請者に対しては、順次支払いする予定としており、一日も早く全ての市民のお手元に特別定額給付金を届けられるよう、引き続き努めてまいります。</p>

要望	<p>定額給付金について注意喚起をしてほしい。</p> <p>定額給付金(100 千円)の支給が 5 月 28 日(木)から開始されるが、高齢者世帯等に詐偽や不審な電話でだまし取られるケースが出てくるので注意喚起をしてほしいという声がたくさんあがってきている(メールや電話で 34 件)。</p> <p>四万十市の支給方法の明示や、こういったケースは気をつけてなどの広報を至急行ってほしい。</p>
回答 (総務課)	<p>四万十市といたしましても、特別定額給付金の給付に関連した詐欺等について懸念しているところです。</p> <p>現在</p> <p>①四万十市公式ホームページ、トップページの『特別定額給付金』内に「振り込め詐欺」等への注意喚起や総務省が作成した詐欺啓発チラシを掲載(令和 2 年 4 月 24 日掲載)</p> <p>②防災行政無線を活用し、特別定額給付金の案内にあわせ、給付金に関連した不審な電話等に対する注意喚起(令和 2 年 5 月 11 日)</p> <p>③特別定額給付金申請書裏面を活用し、給付金詐欺の注意喚起(令和 2 年 5 月 15 日発送予定)</p> <p>④市広報 6 月号に掲載予定の特別定額給付金関連記事内での注意喚起(令和 2 年 5 月 27 日発送予定)</p> <p>など、考え得る限りの注意喚起に努めておりますが、より一層の啓発に力を入れていきたいと考えています。</p>

要望	<p>「特別定額給付金」ができるだけ早く、全ての住民に届くよう努力すること。</p> <p>その際、DV や虐待の被害者が福祉窓口申し立てれば受けとれる方策を講ずること。</p>
回答 (総務課)	<p>特別給付金の迅速な取扱いについて</p> <p>令和 2 年 5 月 1 日付けで総務課内に特別定額給付金係を設置(職員を 3 名配置)し、「特別定額給付金」の早期給付に向けた準備を進めております。</p> <p>現在、システム改修等を行っており、5/20 までには全ての世帯に申請書がお届けできるよう(5/15 に郵便局に持ち込み予定)準備を進めています。</p> <p>受付開始日は 5/20(～8/19 まで)、第 1 回目の給付は 5/28 を予定しております。</p>
回答 (総務課)	<p>DV や虐待の被害者等、特に配慮が必要な方に対する給付については、国からの通知に基づき、適切に行ってまいります。</p>

災害時

要望	<p>災害時における避難所での体制づくり</p> <p>新型コロナウイルス感染の状況下において、災害が発生した場合を想定したマニュアル等の作成に取り組むこと。</p>
回答 (地震防災課)	<p>避難所における感染防止対策としましては、現在、新型コロナウイルス等の感染症対策に対応した避難所の運営マニュアルを作成中であり、それと併せまして、各避難所にマスク、非接触式体温計、消毒液等の備蓄をすすめることとしております。</p>

教育

要望	休校により子どもの学習に遅れやばらつきが生じないようにするとともに、支援が必要な家庭等に対してきめ細かな対応を行うこと。
回答 (教育委員会学校教育課)	子どもの学習の遅れやばらつきが生じないようにするため、学校の再開見込みが立ち次第、夏季・冬季休業の短縮をはじめ、土曜等授業や7時間目設定等の手法も活用し、既に明らかになっている前年度未履修部分も含めた本年度の授業時数編成計画を立てることとしています。 学校休業中も、教職員による電話連絡等により可能な限り子どもたちの状態把握に努めているところですが、学校再開後はそれらの情報も元に、各学校において取組の工夫も加えながら、細かく丁寧な学習指導を行っていくこととしています。

要望	長期間の休校の継続による児童生徒の学習遅れを早期に取り戻すため安全対策を取りながら授業時間の確保と共に、オンライン学習体制も含め急速なICT整備の構築を図ること。
回答 (教育委員会学校教育課)	長期間の休校の継続による授業時間の確保につきましては、現時点では、夏休み等の長期休業の短縮や、土曜・日曜等に授業日を設ける、7校時の設定や学校行事等の見直し・精選等の手法により、年間12日程度以上の授業日と必要な授業時間を補充確保するよう学校に通知しています。 併せて、文科省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」等の通知も踏まえ、安全対策を適切に実施しながら、授業時間の確保に取り組んで参ります。 また、ICT環境整備としまして、国の示す「GIGAスクール構想」に基づき、今年度末までに1人1台端末の整備とそれに対応できる高速大容量の通信ネットワーク整備を実施していきます。同構想に基づく端末には、オンライン学習に必要な機能も備わっておりますが、実際にオンライン学習を行うにあたっては、端末の家庭のネットへの接続など家庭の協力も不可欠になります。このため、オンライン学習については、本市のネット接続環境を踏まえ、本市に最適なオンライン学習体制の構築に向け、具体的に検討を進めて参ります。

要望	GIGAスクール構想を早期実現の必要性から、1人1台端末の早期実現と障害のある児童生徒の為に入出力支援装置整備やGIGAスクールサポーター配置を目指す事。
回答 (教育委員会学校教育課)	1人1台端末については、当初は国の補助金制度を活用し、令和2年度に小5、小6、中1の端末を整備し、その後複数年かけて全学年への整備を行うこととしておりましたが、国の令和2年度補正予算措置により、その他の学年の端末整備も補助金の整備対象となりました。これを受けて、本市においても、本年度中に小中学校全学年に1人1台端末の整備を進めていくこととし、6月議会において補正予算案を上程する予定です。 障害を持つ児童生徒向けの入出力機器につきましては、入出力の用途と利用者の障害の種類・程度に合わせて非常に多種の機器が開発されていることから、現時点では具体的な整備計画は白紙の状態です。 GIGAスクール構想の推進に当たり、現在はハード整備に注力しておりますが、今後整備端末の仕様を固めた後に利用方法を検討することとしておりますので、授業における端末用途や使い方を固め、その後必要とされる用途と、本市の小中学校の児童生徒個々の障害の種類・程度に合わせて、入出力機器の整備を検討してまいります。 GIGAスクール構想は、これまでにない大規模な学校における情報環境整備事業であるため、GIGAスクール構想推進に当たり、機器及び通信環境整備の設計等の際に助言いただける外部人材が必要となることが想定され、この外部人材としてGIGAスクールサポーターが位置づけられています。

	一方、本市での通信環境整備事業においては、ネットワークの仕様策定及び設計作業を、専門的知識と技術力を持った事業者へ委託することとしております。この設計等委託事業も補助金の対象でありますことから、これら制度を活用し効率的な事業推進に努めてまいります。
--	--

子育て支援

要望	保育所や学童保育施設に感染予防に必要な備品を配布するとともに、職員の健康管理に万全を尽くすよう支援すること。
回答 (子育て支援課)	国や県が購入または寄贈されたマスクを、保育施設(認可外を含む)と学童保育施設の施設職員数に基づき、各所に配布しているほか、市で購入したマスクやアルコール消毒液を、各公立保育施設へ配布を行っている。 また、手指消毒用エタノールについて、国が優先供給の要望をとっていることから、その内容を各所へ周知し、必要施設は要望することとしている。

福祉

要望	重度の身体障害者を在宅で介護をしている家族が、新型コロナに感染し、障害者が濃厚接触者となった場合、重度の身体障害者受入れ先はあるか。実際に不安を抱えている家族から相談があったもの。
回答 (健康推進課)	健康推進課長が幅多福祉保健所に確認した上で、次のとおり回答 濃厚接触者はまず PCR 検査を受け、陰性の場合でも、2 週間は自宅待機となる。障害がある方のこの間の介護については、障害の程度により、家族、親戚等で対応できない場合は、本人の了解を得た上で保健所から市に情報提供し(濃厚接触者は、市では把握していない)市が行うサービス(ショートステイ、ホームヘルプサービス等)を利用していただくことになるが、受け入れる施設側も感染防止対策等を確実に実施する必要があるため、必ずしも本人や家族が希望する施設を利用できるとは限らないので、他の施設等も探すなどあらゆる方法での対応が考えられる。

要望	新型コロナウイルス対策の支援策として「障害者福祉施設(共同作業所・グループホーム)の経営に対する支援を第 2 弾、第 3 弾の支援の中で取り入れることはできないか。」 ※第 1 弾・・・市内飲食業、宿泊業他への休業協力金 ※第 2 弾、第 3 弾の支援・・・市長が議員との意見交換会等で第 2 弾、第 3 弾も考えるとの説明を受けての要望
回答 (福祉事務所)	現在のところ、障害者福祉施設については、感染の予防に留意した上で事業を継続していただいております。現在、作業所などにおいて、新型コロナウイルス感染防止のため通所利用が困難な場合、在宅でのサービス利用を柔軟に認める取扱いが可能であり、就労継続支援 A 型・B 型事業所、就労移行支援事業所、放課後等デイサービス、児童発達支援を行う事業所については、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、報酬の対象とすることができます。 このことにより、新型コロナウイルス感染拡大による事業者への影響はある程度抑えられるものと考えています。 今後、新型コロナウイルス感染症がまん延し、休業要請が必要となる状況が発生した場合には、補償をセットにする必要性は生じると考えます。

要望	住宅確保給付金の予算拡充 離職、廃業、収入の著しい減少等により経済的に困窮し、住居を失った方や失う恐れのある方に家賃相当分を支給する住宅確保給付金の予算拡充に取り組むとともに、市民への周知を徹底すること。
回答 (福祉事務所)	住居確保給付金については、支給対象の拡大や要件の緩和が行われたことから、多数の申請が見込まれたため、5月臨時議会において、100世帯で6ヶ月分の所要額を予算措置いたしました。 住居確保給付金は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の中の制度であり、自立相談支援機関が相談・受付等を行い、市が審査・決定・支給を行うこととされております。制度の周知については、市ホームページでお知らせし、市の委託先の自立相談支援機関であるNPO法人若者就労支援センターつながるねっこのホームページで様式をダウンロードすることが出来、郵送での申請も可能とする対応をとっております。また、広報しまんと臨時号「新型コロナウイルス感染症に伴う支援策のお知らせ」にも掲載を予定しております。

要望	訪問介護の現場においてコロナ感染により、訪問介護難民がでないように、各訪問介護事業者が共助できる仕組みづくりを検討すること。
回答 (福祉事務所)	訪問介護事業所内で感染者が発生し、当事業所からのサービス提供等が困難となった場合は、平時のサービス提供事業所の変更が必要となった場合と同様に、要介護認定者を担当する介護支援専門員を中心に、代わりにサービスを提供が可能な事業所を手配していただくこととなり、利用者へのサービスの低下(利用の休停止)を回避することとしております。 また、事業者間の共有(協力)という点では日頃から個々に関係を構築し、有事の際の協力を確認している事業者もあり、市としても市内の介護事業者におけるこうした取り組みを支援し、利用者へのサービス提供の確保に繋げていきたいと考えます。

要望	介護者と被介護者の「密」の軽減に資する支援を行うこと。例えば、お弁当の配食に関する補助金支援など。
回答 (福祉事務所)	サービス提供にあたっては事業所等において十分に感染症対策をとっていただいているところでありますが、介護現場において介護職員とサービス利用者の接触は避けられないもので一定のリスクは伴ってしまいます。そうしたことから感染リスク軽減のため事業所のサービス継続支援として、例えば、通所介護事業所が利用者の自宅への訪問によってサービスを提供した場合やサービス提供時間の短縮などに対する特例算定が設けられるなど介護報酬や人員基準等について臨時的な取り扱いが設けられているところです。 提案のお弁当配食に対する補助につきましては、訪問サービスにおける調理支援を配食にすることで、介護職員・利用者の接触時間が減り、感染リスクの軽減が図れることから、弁当の販売や宅配を行う民間事業者等に補助を行い、配食を利用しやすくしてはという提案であると思います。この頃は民間事業者も低価で栄養面等を考えられた充実した弁当やおかずの販売・宅配を行っており、社会福祉協議会やあったかふれあいセンターなどの配食サービスの充実や移動販売サービスとの組み合わせなどによって食の確保ができれば、「密」の軽減にも一定繋がるものと考えます。

医 療

要望	県と協議し、医療機関に必要な装備・備品などを早急に確保するとともに、軽症者向けの宿泊療養施設を先行確保すること。また、医師会などの協力を得て、PCR検査センターや発熱外来をつくるなど検査体制を強化すること。
回答 (健康推進課)	必要な装備、備品の確保について 医療機関に必要な装備等については、各医療機関で調達を行っていると思いますが、報道等にもあるように物資が不足しているという事はお聞きしますので、四万十市において、医療機関に優先して取得ができる医療資材等があれば、協力したいと考えております。 なお、四万十市では、5月初旬には市内の医療機関他へのマスクの提供を予定している他、健康推進課でBCPセット(ガウン、N95のマスク、ゴーグル、足カバー等一式)45セット備蓄をしていることから、これについても、幡多福祉保健所に後日の返還を条件に必要な数については提供する旨を伝えているところです。(現在提供要請はありません。)
回答 (健康推進課)	軽症者向けの宿泊療養施設の確保、検査体制の強化について 新型コロナウイルスの感染者の受入れや幡多地域でのPCR検査実施について、高知県から医療機関への協力要請をしているとお聞きしておりますが、非公表であるため、PCR患者の検査の実態や感染者の受入れ、病床の充足状況等については、県が公表している以外のことは市では把握できておりません。今後、更に感染者が増え、高知県から宿泊施設等の確保について飲頼があれば、協力したいと考えております。

要望	医療関係者等感染リスクの高い現場で働く職員、家族への経済的(時間外手当等)、精神的(体調を壊した医師や看護師等、特に妊娠や乳幼児を抱える等の職員)支援や特別配慮を行うこと。
回答 (市民病院事務局)	新型コロナウイルス感染症は現在も治療方法が確立されておらず、その感染リスクと隣り合わせの中、医療従事者は使命感を持って献身的に感染防止に取り組んでいるところです。市民病院では、院内の感染を防止する観点から、職員や来院者の検温の実施や、発熱患者を通常患者と分離して診察するなど様々な取り組みを行っています。県からは院内の感染防止対策についてのアドバイスや、医療物資の支給などの支援をいただき、協力して取り組んでいるところです。そのような中で、新型コロナウイルス対策に勤務時間外に取り組んだ職員については、当然その勤務時間を時間外手当の対象としておりますし、新型コロナウイルス感染症に対する一部の業務については、その危険性を考慮し一定の手当を検討しているところです。また、精神的な支援としましては、妊娠や基礎疾患を有する職員については感染リスクのあるところへの配置を極力行わないようにするなどの配慮をするようにしています。なお、四万十市では、5月初旬には市内の医療機関他へのマスクの提供を予定している他、健康推進課でBCPセット(ガウン、N95のマスク、ゴーグル、足カバー等一式)45セット備蓄をしていることから、これについても、幡多福祉保健所に後日の返還を条件に必要な数については提供する旨を伝えているところです。(現在提供要請はありません。)

要望	新型コロナウイルス感染患者に対応する医療機関の全職員への支援また感染防止対策に必要な衛生物資の確保等に対して支援すること。
回答 (健康推進課)	医療体制の確保は、感染症法により県の役割となっています。指定医療機関及び協力医療機関の防護服や消毒剤等の感染防止に必要な衛生物資は県が状況把握し、支援する体制となっています。 一般医療機関においては、各医療機関が調達しており、卸業者においても医療機関に優先的に流通するようになっている状況ですが、医療機関より行政が優先的に調達できるものがあれば対応していきたいと考えています。 現在、一般医療機関の感染防止対策の必要物資の確保についての役割は整理されていませんが、今回の対応等を整理し、必要であればボランティア等とつなぐ仕組みも検討したいと考えます。

要望	救急隊員や介護施設・障害福祉施設従事者等にも感染リスクを伴う職種には同様に経済的精神的な支援や配慮を行うこと。
回答 (地震防災課)	救急隊員については所管である幡多中央消防組合に確認しましたところ、『新型コロナウイルス感染症に伴う手当の支給はなく、あらたに手当支給する条例改正予定もない。また、総務省消防庁からも、新型コロナウイルスに伴う改正案も発出されていない。精神的ケアについては、署内にメンタルヘルス研修を受けた職員がいるので必要に応じ面談を行うなどサポートしていきたい。』とのことであります。
回答 (福祉事務所)	障害者福祉施設については、感染の予防に留意した上で事業を継続していただいておりますが、作業所などにおいて、新型コロナウイルス感染防止のため通所利用が困難な場合、在宅でのサービス利用を柔軟に認める取扱いが可能であり、就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所、放課後等デイサービス、児童発達支援を行う事業所については、利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、報酬の対象とすることができます。このことにより、障害福祉施設における感染リスクが多少軽減されるものと考えています。

その他

要望	新型コロナ対策支援相談窓口の設置 国・県・市それぞれから様々な支援策が出ているが、オンラインによる申請や提出先等も様々で市民には諸施策への理解が浸透していない状況が見受けられる。その為経済対策などの支援策を市民に分かりやすいワンストップ型相談体制の構築(事業者向け、一般市民向けそれぞれの電話相談総合窓口の設置)を図ること。
回答 (総務課)	電話相談の総合窓口の設置というご意見だと思っておりますが、市役所代表電話(34-1111)がその役割を担っているものと考えております。 市民・事業者からの様々なご質問は日々この代表電話でお受けしておりますが、市民からのご質問に対し、的確にそして迅速に担当課にお繋ぎするよう日頃から努めており、今後もスムーズな市民対応が行えるよう、より一層努めてまいります。また、広報しまんと6月号の発送に合わせ、『新型コロナウイルス感染症に伴う支援策のお知らせ』と題し、臨時号を各戸配付することとしました。臨時号では、市等が実施する様々な支援策の概要を説明するとともに、問い合わせ窓口も記載しております。多岐に渡る支援策をできる限りわかりやすくまとめておりますので、ご活用いただきたいと考えております。

要望	市役所に相談窓口と専用電話を設置するとともに横断的相談体制を強化すること。
回答 (総務課)	相談窓口と専用電話の設置について(回答課-総務課・健康推進課) 現在、専用電話の設置は予定しておりませんが、相談内容に応じて、窓口が明確となるよう相談窓口を項目ごとに分けるなど、市民が分かりやすいように周知を行いたいと考えております。

要望	ソーシャルディスタンスをしっかりと取り入れた環境下で中小企業、小規模事業者、個人事業者そして生活困窮者が相談をすることができる窓口の設置や電話対応ができるよう取り組むこと。
回答 (総務課 福祉事務所)	相談窓口の件ですが、目安とされる 2m を確保しての相談は難しいのが現状ですが、窓口カウンターには飛沫防止スクリーンを設置し、飛沫感染防止に努めております。 また、生活困窮者の相談窓口の件ですが、福祉事務所等では相談者へのプライバシーへの配慮の観点から、どうしても相談室等での対応となりますが、窓を開けるなどして三密とならないよう工夫し、対応しております。

要望	収入が減少した世帯や事業所に対し、市民税の支払いを猶予し、滞納による処分(差押)を行わないこと。
回答 (収納対策課)	令和 2 年 5 月 1 日に地方税法の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられました。この特例により新型コロナウイルス感染症のため令和 2 年 2 月以降、収入が前年同期に比べ概ね 20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難な納税者を対象として令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期限が到来する地方税について各納期限を 1 年間猶予できるようになりました。なお、猶予期間中は延滞金が全額免除され、滞納処分が執行されません。

要望	国民健康保険世帯への支援策を行うこと。 ①減収世帯へ保険料免除等を積極的に進め、「資格証」世帯には「短期証」を交付すること。 ②新型コロナ患者となった被用者に鶴済手当金を支給し、その対象を事業主やフリーランスに拡げること
回答 (税務課)	保険料の免除等について 保険料の免除については、国の考えに沿った対応としますが、現在国の基準が示されていないため、予定となりますが、以下のとおりとなります。 1. 減免対象世帯 ①主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯 ②感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入などのいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上で、前年の総所得金額などが 1,000 万円以下かつ、減少見込の事業所得以外が、前年の所得ベースで 400 万円以下に該当する世帯 2. 減免額 上述の「①」の世帯は、全額免除となります。 上述の「②」の世帯は、減少することが見込まれる事業収入などの割合に応じた保険税額に、前年の合計所得金額の 5 つの区分に応じた減額または免除の割合を乗じた額となります。 3. 減免の対象期間 令和元年度分および令和 2 年度分の保険税であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ)が設定されているもの。(資格取得日が 2 月以降でも対象)

<p>回答 (市民 人権限 課)</p>	<p>資格証世帯への短期証交付について</p> <p>「資格証」の取扱いについて、厚労省は、世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができるとしております。</p> <p>ただし、今回の新型コロナウイルス感染症に関する「資格証」の取扱いとしては、「資格証」を交付されている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いにより、帰国者・接触者相談センターに相談のうえ、帰国者・接触者外来を受診する場合、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大防止の必要性から避ける必要があり、これは保険料を納付することができないと認められている事情であると考えられることから、本来は「短期証」の交付対象となり得るところ、「短期証」の交付と比べ帰国者・接触者外来への受診を優先する必要があることから、受診時に提示された「資格証」を被保険者証とみなして取り扱うこととしています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の軽症者等で、宿泊施設又は自宅で療養中に医療機関を受診する場合も同様に、5月診療分から「資格証」を被保険者証とみなして取り扱うこととしています。</p> <p>これらの運用方針に従うとするならば、「資格証」世帯に一律に「短期証」を交付するというよりは、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、帰国者・接触者相談センターに相談のうえで帰国者・接触者外来を受診する場合は、「資格証」を通常の被保険者証とみなして取り扱い、自己負担額は3割(70歳から74歳までの方については、所得に応じて2割もしくは3割)となり、帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する場合は、窓口負担は従来どおり一旦10割となり、一時的な10割負担が困難である場合は、市に申し出ていただくことで、緊急的に「短期証」を交付する取扱いとなると考えます。</p>
<p>回答 (市民 人権限 課)</p>	<p>傷病手当金の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む。)に対する傷病手当金の支給につきましては、支給に向けて、四万十市国民健康保険条例の一部改正案及び補正予算案を6月定例市議会に上程する予定となっております。</p> <p>傷病手当金は、本来事業所である雇用主が、そこで使用される者(被用者)に対して行う保険給付であり、これを元にして国が打ち出した対応策が、国民健康保険に加入する被用者を対象とした傷病手当金の支給です。</p> <p>被用者保険においては一般的な保険給付である傷病手当金が、国民健康保険では制度化されていないのは、国民健康保険の場合、様々な就業形態や無職の被保険者が加入しているため、労務管理の方法や所得等の把握が困難であること、また、事業主負担がなく、保険基盤が脆弱であること等が理由として考えられます。</p> <p>国民健康保険に加入する被用者を対象とした今回の傷病手当金の支給については、支給額全額が国の財政支援の対象となりますが、支給対象とされていない事業主やフリーランスを市単独で支給対象とした場合、その支給額は一般財源で賄うこととなります。</p> <p>国民健康保険は特別会計で運営されており、支出に見合った財源を独自に確保する必要がありますが、令和元年度の決算時の実質収支は赤字となる見込で、国民健康保険財政調整基金を7,800万円程度取り崩す予定となっております。令和2年度においても基金を取り崩して歳入不足を補う見込みとなっておりますので、国の対応策において支給対象となっていない事業主やフリーランスにまで支給範囲を広げることは難しいと言わざるを得ません。</p>

要望	国に対し、感染症対策に必要な経費は国が全額担することと、自粛要請は国の責任において損失補償と一体で進めることを強く求めること。
回答 (財政課)	<p>感染症対策に関する国の財政支援について、国の令和2年度補正予算(第1号)に伴う財政措置としては、</p> <p>①特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金について、給付金及び事務費の全額を国が補助</p> <p>②追加されることとなる経費に係る地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金(仮称)」により措置され、投資的経費に係る地方負担分について同交付金を充当しない場合には、地方債(充当率:原則100%、交付税参入率:元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額へ参入)を充当</p> <p>③地方税の徴収猶予制度の特例創設に伴う減収に対し、資金手当てのための地方債を発行</p> <p>④自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長による減収額については、全額を国費(地方特例交付金)で補てん</p> <p>⑤固定資産税の軽減措置等による減収額については、全額を国費(特別交付金)で補てん</p> <p>⑥収入が減少し生活に困窮している世帯や個人の国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料を減免する場合、全額を国費(補正予算6割、特別調整交付金4割)で補助</p> <p>が示されています。</p> <p>自粛要請に関して補償と一体的に進めることを国に強く求めること(回答課-財政課)</p> <p>休業(自粛)要請に伴う協力金については、地方創生臨時交付金の充当が可能となっており、本市も同交付金を活用し、県制度への参加と併せ上乘せの協力金を支給することとしています。</p> <p>今後も感染症対策の状況に的確に対応するとともに、対策に必要な経費への国の財政負担につきましては、県並びに市長会等と連携し、必要な要請を行ってまいります。</p>

要望	新型コロナウイルス感染症の対策費用に充てる目的で、ふるさと納税制度を活用し支援金を集め、有効に活用する仕組みづくりをすること。
回答 (企画広報課)	<p>ふるさと納税制度による新型コロナウイルス感染症への取り組みは、現在ポータルサイトなどを活用し、返礼品取り扱い事業者や生産者を応援する取り組みを実施しており、今後は寄附の使い道に「新型コロナウイルス感染症対策事業」の追加や取組みのPRなどを行い、ふるさと納税の増額に努め、市が行う事業への活用に取り組む予定です。</p> <p>1. 現行の取組み</p> <p>(1)四万十市が利用しているポータルサイト(6社)に、新型コロナウイルス感染症が原因で収益が減少した事業者の返礼品を「新型コロナ被害支援品」として登録(減収した事業者で、1事業者3品以内。23事業者59品。)</p> <p>※サイト別の特徴的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトに新型コロナウイルス支援特集ページを開設(1社) ・ポータルサイトの新型コロナウイルス支援バナーへの登録(3社。作業中を含む。) ・ポータルサイトの自治体ページに「新型コロナ被害支援品」を掲載(12品。半月で入れ替え予定。)(1社) <p>(2)ふるさと応援団員へのメールマガジンに新型コロナウイルス特集ページ</p>

	<p>を紹介</p> <p>2. 今後の取り組み予定</p> <ul style="list-style-type: none">(1)ふるさと納税の寄附の使い道に「新型コロナウイルス感染症対策事業」を追加し、寄附金を募集(追加名称は調整中)(2)「新型コロナ被害支援品」の返礼割合を 25%から 30%に変更し支援を強化(6月~8月)(3)ポータルサイトのメールマガジン、市公式ホームページ、公式 Facebook などで新型コロナウイルス対策支援を周知(4)新規返礼品をホームページや広報で募集し、寄附増額を図る。(新型コロナ被害支援品含む)
--	--